

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定により令和 6 年 1 月に実施した財政援助  
団体等監査の結果に関する報告を決定したので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表する。

令和 6 年 5 月 28 日

岐阜県監査委員	若 井 敦 子
岐阜県監査委員	恩 田 佳 幸
岐阜県監査委員	鈴 木 祥 一
岐阜県監査委員	安 田 典 子
岐阜県監査委員	飯 沼 敦 朗

# 財政援助団体等監査の結果

令和6年5月28日

## 1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等監査

## 2 監査の対象

### (1) 対象年度

原則として、令和4年度を対象とした。

### (2) 対象団体

補助金等交付団体（県が交付した補助金等1件に係る1団体（※））

（※）令和5年度財政援助団体等監査の対象であった18団体のうち1団体について、急きょ所管部局による立入検査が実施されることとなったため、その検査結果確定後に結果を通知することとなったもの。

## 3 監査の着眼点

監査は、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか等に着眼して実施した。

### (1) 補助金等交付団体

ア 補助事業等の目的に沿った執行が行われ、事業効果を発揮しているか。

イ 補助事業等の交付申請、実績報告等の手続及び内容は適切か。

## 4 監査の実施内容

監査は、岐阜県監査委員監査基準に準拠した。同基準、監査基本要綱及び財政援助団体等選定基準に基づき選定した1団体について、予備監査を事務局書記が実地で行った後、監査委員が書面により監査を実施した。

## 5 監査の結果

前記のとおり監査を実施した限りにおいて、是正又は改善が必要である事項は認められなかった。

表1（監査実施団体数及び指摘等件数）

区分	監査実施団体数		団体監査結果件数			所管機関監査結果件数			
		指摘等 有り	指摘 事項	指導 事項	検討 事項	指摘 事項	指導 事項	検討 事項	
補助金等交付団体	1	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	1	0	0	0	0	0	0	0	0

（注）指摘等の区分については、次のとおり。

- ・指摘事項 是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
- ・指導事項 是正又は改善を求める事項
- ・検討事項 事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は団体の監査の結果として所管機関に対し是正若しくは改善を求める事項

表2（補助金等交付団体（1団体）及び所管機関）

実施団体名	【所管機関名】 補助金等の名称	監査 実施日	実施 方法	予備監査 実施日	実施 方法
1 サンラインメディカル株式会社	【感染症対策推進課】 岐阜県新型コロナウイルス感染症検査促進事業費補助金	1月22日	書面	12月4日	実地